

## 久喜市空家等の適切な管理に関する条例（素案）の概要



### 空家等対策におけるこれまでの経緯

#### 平成25年

- ・ 7月 1日 久喜市空き家等の適正管理に関する条例 施行

#### 平成27年

- ・ 2月26日 空家等対策の推進に関する特別措置法 一部施行
- ・ 5月26日 空家等対策の推進に関する特別措置法 全面施行

#### 令和元年

- ・ 12月20日 久喜市空家等対策協議会条例 施行

## 改正の背景と趣旨

- 近年、市民から空家等に動物や害虫が発生していることや、大雨や強風が予測される際に、建築物の一部の破損による飛散などを心配する相談が寄せられている。
- 管理不全空家等に起因した危険などが、周辺住民の生命、身体又は財産に差し迫った緊急時において、市が最小限度の安全措置を実施できるようにする。
- 空家等対策を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法と条例の役割を整理して運用できるよう、規定の整備を行う。

## 主な改正内容

### 条例の名称

名称を「**久喜市空家等の適切な管理に関する条例**」と改称し、法で使用する用語に整理します。

### 緊急安全措置

管理不全空家等又は特定空家等に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあり、当該空家等の所有者等が改善する時間的余裕がない場合、市が緊急に危険を回避するための措置を実施することができるよう、新たに「緊急安全措置」を規定します。

### 「命令」の削除

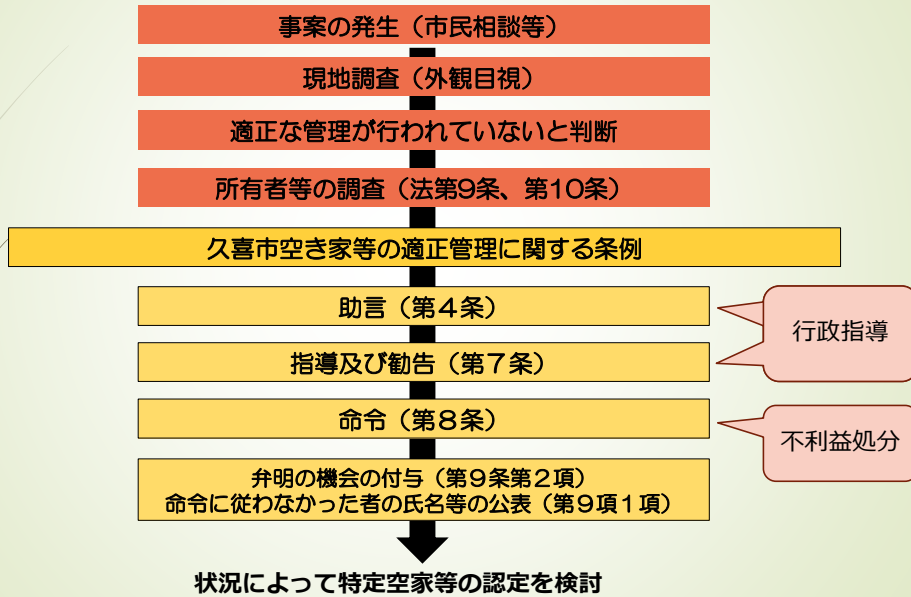
不利益処分である「命令」に至るものは、特定空家等に該当するかを判断し、法に基づき措置を実施すべきと考えていることから、従前条例の「命令」規定を削除し、助言、指導、勧告の行政指導を実施します。

### 規定の整備

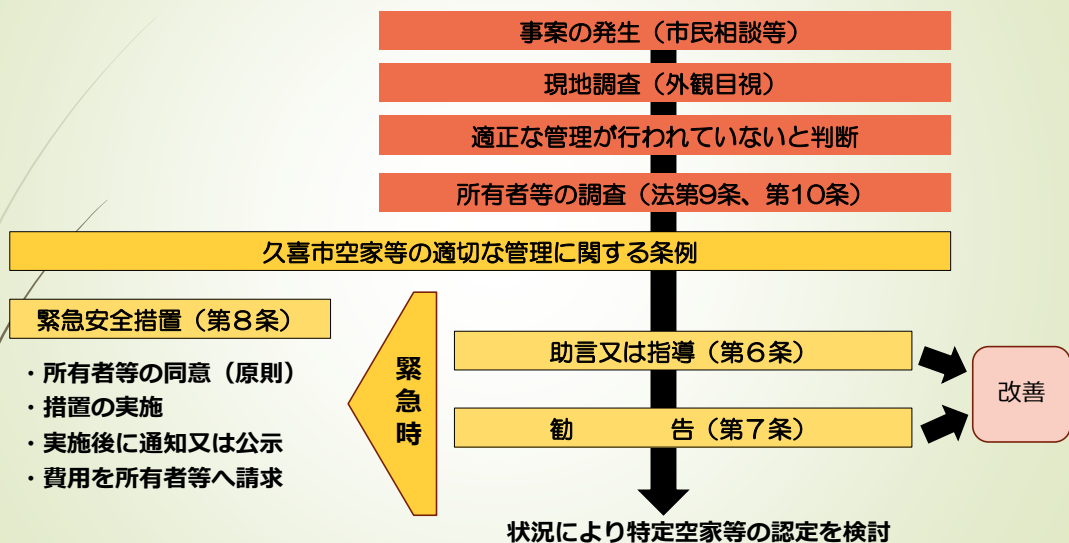
法と条例の役割を整理して運用するため、規定の整備を行います。

施行日  
令和3年7月1日

## 現在の条例による措置の流れ



## 改正後の条例（素案）による措置の流れ



# 措置の流れ(改正後の条例と法との関係)

